

浜松市盛土等対策協議会設置要綱

(目的)

第1条 浜松市内の盛土、埋立てその他の土地への土砂等の堆積及び切土、床掘その他の土地の掘さくをする行為（以下「盛土等」という。）に関する情報の共有、対応方針の検討、実施等を円滑に行い、もって盛土等による災害の未然防止を目的として、浜松市盛土等対策協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議会の組織及び所掌事務)

第2条 協議会に、幹事会及び作業部会を置く。

2 幹事会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について、協議、調整等を行うものとする。

- (1) 盛土等に関する情報及び課題の共有に関すること。
- (2) 盛土等に関する法令の整理並びに条例の整備及び改正に関すること。
- (3) 助言、勧告、代執行その他の法令又は条例に基づく権限の行使に関すること。
- (4) 盛土等による災害の未然防止に向けた対応に関すること。
- (5) 国や関係団体への補助事業等の要望に関すること。
- (6) 関係各課における業務応援及び協力体制に関すること。
- (7) 盛土等に携わる職員の知識及び意識の向上に関すること。
- (8) 盛土等に関する情報、制度等の広報に関すること。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、盛土等に関し会長が特に必要があると認めること。

3 作業部会は、幹事会の円滑な運営のため、必要な情報の整理や資料の作成等を行う。
(幹事会)

第3条 幹事会は、別表1に掲げる委員をもって組織する。

2 幹事会に会長1名及び副会長1名を置く。

3 幹事会の会長は、副市長（都市整備部・土木部担当）をもって充て、会務を総括する。

4 幹事会の副会長は、技術統括監をもって充て、幹事会の会長を補佐し、幹事会の会長に事故あるときは、その職務を代行する。

(幹事会の会議)

第4条 幹事会の会議は、幹事会の会長が招集する。

2 幹事会の会長は、必要があると認めるときは、幹事会の委員以外の事案に係る職員、外部有識者等を会議に出席させることができる。

(作業部会)

第5条 作業部会は、別表2に掲げる委員をもって組織する。

2 作業部会の会長は、都市整備部盛土対策課長をもって充て、会務を統括する。

3 作業部会の副会長は、委員のうちから会長が指名する

4 作業部会の副会長は、作業部会の会長を補佐し、作業部会の会長に事故があるときは、その職務を代行する。

(作業部会の会議)

第6条 作業部会の会議は、作業部会の会長が招集する。

2 作業部会の会長は、必要があると認めるときは、作業部会の委員以外の事案に関する職員、外部有識者等を作業部会の会議に出席させることができる。

(事務局)

第7条 幹事会及び作業部会の事務局は、都市整備部盛土対策課に置く。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、幹事会の運営に関し必要な事項は幹事会の会長が、作業部会の運営に関し必要な事項は作業部会の会長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和5年9月14日から施行する。

2 令和5年8月8日施行の浜松市天竜区緑恵台土砂崩落に係る庁内検討会議設置要領は、廃止する。

附 則

1 この要綱は、令和6年1月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表1 (第3条関係)

副市長 (都市整備部・土木部担当)
技術統括監
危機管理監
総務部長
財務部長
環境部長
産業部長
都市整備部長
土木部長
中央区長
浜名区長
天竜区長

別表2 (第5条関係)

危機管理監危機管理課長
総務部政策法務課長
財務部技術監理課長
環境部産業廃棄物対策課長
環境部環境保全課長
産業部カーボンニュートラル推進課長
産業部農地整備課長
産業部農地利用課長
産業部林業振興課長
都市整備部都市計画課長
都市整備部北部都市整備事務所長
都市整備部土地政策課長
都市整備部盛土対策課長
都市整備部市街地整備課長
都市整備部建築行政課長
都市整備部緑政課長
都市整備部公園課長
都市整備部公園管理事務所長

土木部道路企画課長
土木部道路保全課長
土木部河川課長
土木部中央土木整備事務所長
土木部浜名土木整備事務所長
土木部天竜土木整備事務所長
中央区区振興課長
東行政センター所長
西行政センター所長
南行政センター所長
浜名区区振興課長
北行政センター所長
天竜区区振興課長